

令和3年8月10日

プレジャーボートの所有者 様

広島県広島港湾振興事務所長

プレジャーボートの係留保管の適正化推進に関する
係留許可申請手続きについて（依頼）

県行政の運営については、日頃から御協力を頂き、厚くお礼を申し上げます。

県では、全県的にプレジャーボートの適正保管を進めており、県管理の水域に、順次、プレジャーボートの放置等禁止区域を指定しています。

あわせて、プレジャーボートの係留可能場所として、既存の港湾・漁港内の静穏な水域で、漁業活動や周辺環境に支障がない水域を「小型船舶用泊地」に指定します。

この「小型船舶用泊地」にプレジャーボートを係留しようとする場合には、所定の使用許可申請を行う必要があります。

今回、小用港 港湾区域の一部（資料3「小型船舶用泊地図面」を参照）を「小型船舶用泊地」に指定しましたので、引き続き係留される場合は、次のとおり申請書を提出してください。

なお、別紙のとおり、**相談会を実施**しますので、必要に応じてお越しください。

また、ご質問やご不明な点がございましたら、当事務所港営課担当までお問い合わせください。

- 1 提出書類：小型船舶用泊地等使用許可申請書（添付書類含む）各1部
- 2 提出先：〒734-0011 広島市南区宇品海岸二丁目23-53
広島県広島港湾振興事務所 港営課 管理第二係（郵送可）
- 3 提出期限：令和3年9月21日（火）まで

※この依頼は、令和3年6月時点の係留状況調査をもとに、該当地区にプレジャーボートを係留等されている方に送付しています。

※既に所有者が替わられている場合には、新たな所有者へお伝えくださるとともに、当事務所にご一報くださるようお願い致します。

担 当 港営課 管理第二係

連絡先 082-251-7141

担当者 住田・小原・西本・片平・伊藤

プレジャーボートの係留許可申請手続きに関する
相談会の開催について

次のとおり、プレジャーボートの係留許可申請手続きに関する相談会を実施します。
相談をご希望される方は、別紙「参考新型コロナウイルス感染症対策について」をご留意の上、お越してください。

なお、参加できない方で、ご質問やご不明な点がございましたら、随時、当事務所港営課担当までお問い合わせください。

<相談会の開催日時、場所等>

- ① 令和3年8月25日(水) 午前10時00分～午後4時00分
江田島コミュニティーセンター <2階>
(江田島市江田島町小用二丁目17番1号 TEL 0823-42-0104)
- ② 令和3年8月27日(金) 午前10時00分～午後4時00分
切串公民館 <3階>
(江田島市江田島町切串三丁目18番3号 TEL 0823-43-0001)
- ③ 令和3年9月1日(水) 午前10時00分～午後4時00分
秋月交流プラザ(旧秋月公民館) <3階>
(江田島市江田島町秋月二丁目6番3号 TEL 0823-42-0230)

<留意事項>

令和3年8月10日付送付の申請資料一式及び筆記用具を持参してください。

新型コロナウイルス感染症対策について

～感染症拡大防止のため、必ず内容を確認してください。～

1 環境整備について

クラスター（集団）の発生リスクを下げるための3つの原則に基づいた対策を実施します。

- 1 換気を励行する（密閉対策） 施設の換気機能の活用やドアや窓の開放を行います。
- 2 人の密度を下げる（密集対策） 人数を制限します。
- 3 近距離での会話や発声を避ける（密接対策） 配席や内容を工夫します。

なお、入り口に消毒液を置きますので、ご活用ください。

2 参加者の方へのお願い

相談会に参加するにあたり、次の3点について御協力をお願いします。

【チェックリストとしてご利用ください。】

□ 体調がすぐれない場合は欠席

当日検温し、発熱（37.5度以上）や倦怠感がある場合、体調が心配な場合などは、出席を止めてください。

□ 咳エチケットと手洗いの徹底

室内ではマスクを着用（各自で用意）し、人との距離を確保するとともに、入室前に消毒、手洗いするなど感染防止対策をとってください。

□ 体温調整のできる服装


会場のドアや窓を可能な限り開放します。快適な室温の維持が困難となるため、各自、体温調整ができる服装でお越しください。

補足説明

- 1 今回は、**小用港 秋月棧橋地区** をプレジャーボートの係留が可能な「小型船舶用泊地」として指定しました。（「資料3 小型船舶用泊地図面」のとおり。）
- 2 また、プレジャーボートを許可なく係留してはならない放置等禁止区域を令和4年1月に指定するので（「資料4 禁止区域図」のとおり。）、それ以降は、係留許可なく係留すると違法となり、取締りの対象となります。
- 3 「小型船舶用泊地」に係留する場合、県の許可が必要となります。今後とも当該地区に係留される場合、小型船舶用泊地等使用許可申請書による申請が必要となりますので、申請書の記載例（資料5）に従い、申請書及び必要な添付書類（資料6を参照）を1部提出してください。

小型船舶用泊地等使用許可申請に係る書類について

1 小型船舶用泊地等使用許可申請書について

- 「申請者」欄に、連絡が可能な電話番号を記載してください。
- 「1 使用する小型船舶泊地等」は、記載例（資料5）のとおり記入してください。
- 「2 係留を行う船舶等」について、
 - ・ 「(1) の船舶」は、ご自身の船の船種と小型船舶の登録番号を記載してください。船舶の長さについては、船舶検査調書に記載されている長さを記載してください。
 - ・ 「(2) 係留の用に供する工作物」は、記載例（資料5）のとおり、船に係留するために使用している工作物に  をしてください。
 - ※その他の工作物があれば、「ク その他（ ）」に記入してください。
 - ※通船、棧橋及び渡橋は、長さも記入してください。
- 「3 使用期間」については、使用期間の始期は、空欄のままとしておいてください。使用期間の終期は、令和5年3月31日までです。
 - ※令和5年には、許可更新手続きを行っていただくこととなります。

2 必要な添付書類について

申請書へ添付していただく書類は、「資料6 必要添付書類一覧表」のとおりです。

3 書類の提出部数

1部を広島県広島港湾振興事務所港営課へ提出してください。

その他

1 使用料は、当面は無料ですが、令和5年度から使用料が必要となります。

当地区は、船舶の長さ（栈橋及び渡橋の長さを加えます。）1m当たり月額300円となります。

2 広島県広島港湾振興事務所のホームページへ現地相談会の関係資料を、9月中旬頃に掲載する予定です。

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/221/>)

その他、申請書及び添付資料などのご質問等やご不明な点がございましたら、ご遠慮なく港営課までお問い合わせください。